

令和6年6月19日

宮崎海上保安部



# 来るぞ台風！備えはよいか！？



～ 「台風海難防止強調運動」を実施します！ ～

今年も台風シーズンを迎えました。

台風の常襲海域である宮崎県沿岸部における船舶事故を未然に防止するため、下記のとおり「台風海難防止強調運動」を実施します。

近年は、台風がより強い勢力で接近するケースが増えており、平成30年9月には、大阪湾で台風の影響によりタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突する事故が発生しました。

この機会に改めて台風対策を再確認し、これからの台風に備えましょう。

## 1 実施期間

令和6年6月21日（金）～6月30日（日）までの10日間

## 2 重点事項

### (1) 台風情報の早期把握及び継続的な情報収集

- 常に最新の気象情報を入手！

### (2) 早期避難及び保船対策の励行

- 適切な避泊場所の選定！
- 港内に避泊する船舶の係留強化！
- 小型船舶の陸揚げ・固縛！

### (3) 走錨事故防止対策の徹底

- 海上保安庁走錨事故防止ポータルサイトの活用！

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>

### (4) 資材等の流出防止措置の徹底

- 養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等における資材等の流失防止！

### (5) 国際VHF（ch16）の常時聴取

- 国際VHF搭載船は常に応答できる体制で！



**JAPAN COAST GUARD**



(お問合せ先) 宮崎海上保安部交通課 TEL:0987-22-3264

# 台風海難を防ぐためには・・・

## 1 大型船は安全な海域へ早期避難



時間に余裕を持って安全な海域に避難しましょう。VHFの常時聴取はもちろん、錨泊をする場合は走錨にも十分注意してください。

テレビやラジオ、海の安全情報等を利用し、最新の情報収集に努めましょう。

## 2 小型船舶は陸揚げ・固縛



非常に強い台風でも陸揚げされていた船舶に被害が無かった事例もあります。小型船舶は陸揚げ・固縛が一番です。大切な船を守るためにも万全な対策をしましょう。

## 3 港内避泊の場合は係留強化



隣どおしの船舶を寄せ合って係留強化していたことで、比較的少ない被害で済んだ事例もあります。

陸揚げが困難な場合には台風の影響が少ない港内の船舶密集エリアで係留を強化しましょう。

# 来るぞ台風！ 備えはよいか？

走錨注意！

## 1 大型船は安全な海域へ早期避難



## 2 小型船舶は陸揚げ・固縛



## 3 港内避泊の場合は係留強化



**台風対策は早めの備えが重要です！**  
作業中はライフジャケットを着用して自身の安全も守りましょう！

# 台風海難防止強調運動

## 自己救命策3つの基本も忘れずに！



ライフジャケットの常時着用



連絡手段の確保

海のもしもは  
**118番**

海の緊急通報

# 南九州の走錨海難防止対策

## ENEOS喜入基地株式会社周辺海域

錨泊自粛海域	ENEOS喜入基地株式会社の基点※1から3海里の海域のうち喜入港港域※2を除外した海域
対象船舶	全ての船舶
対象期間	喜入港に港則法第39条第4項に基づく避難勧告が発せられたとき
適用除外 (錨泊可とする条件)	次の条件を全て満たす船舶に限り、錨泊自粛海域での錨泊を可とする。※3 > AIS (船舶自動識別装置) を搭載し、かつAISを適正に使用し、第十管区海上保安本部において錨泊を確認できること。 > 錨鎖の伸出量が適切であること。 > 守錨当直を配置し、船位確認及びVHF(Ch16)聴取を行っていること。 > 走錨した場合、直ちに揚錨し、機関を使用できる態勢にあること。
情報提供	第十管区海上保安本部がAIS、VHF、船舶電話等により情報提供を行います。
その他	この錨泊自粛は「喜入港台風・津波対策協議会」の協議に基づくものです。

## 志布志湾

対象海域	都井岬と火埼を結んだ線及び陸岸により囲まれた志布志湾※1
対象期間	志布志港、内之浦港又は福島港に港則法第39条第4項に基づく避難勧告が発せられるとき※2
対象船舶	上記対象海域において航行中又は錨泊中の船舶 (総トン数200 t以上)
内容	上記対象海域の外へ避難すること
方法	第十管区海上保安本部によるAISメッセージ、VHF、海の安全情報等

※1 志布志港、内之浦港及び福島港は、港則法の適用を受けるので、同法第39条第4項に基づく勧告に従うこと。  
 ※2 避難勧告については、各港で発出部署、発出基準が異なります。

- ※1 基点：ENEOS喜入基地1号シーバース灯 (31-23.9N 130-33.1E)
- ※2 喜入港は港則法の適用海域ですので港域内は港則法第39条第4項に基づく勧告に従って下さい。
- ※3 第十管区海上保安本部や巡視船艇から錨泊状態の確認や指導を行う場合があります。

